

|                          | 22年度   |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 23年度   | 24年度 | 25年度 |
|--------------------------|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|--|--|--|------|------|
|                          | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |  |  |  |  |      |      |
| 8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。<br/>           ・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。<br/>           ・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的対応策を検討・実施         </div> |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  |  |      |      |
| 9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便) | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">発送</div>  |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 22年11月末までに送付を完了                                    |      |      |
|                          | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">処理</div>  |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)        |      |      |
| 10 厚生年金基金記録との突合せ         | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</div>   |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | 24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める |      |      |
|                          | ▲4月を目途に1次審査開始  |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ▲10月を目途に2次審査開始                                     |      |      |
| 11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ     | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国年特殊台帳等</div>   |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ▲6月末までを目途に二次審査終了                                   |      |      |
|                          | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</div>   |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ▲9月末までを目途に本人にお知らせ                                  |      |      |
|                          | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。<br/>           ・23年度までの2年間に集中的に取り組む。         </div>   |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  | ▲秋ごろまでには作業開始                                       |      |      |
| 12 再裁定等                  | ○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。<br>○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。<br>○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。<br>○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。                              |    |    |    |    |    |     |     |     |  |  |  |  |      |      |

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
  - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
  - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

○旧社会保険庁において処理を行ってきた「ねんきん特別便」に係る記録確認作業（平成 19 年度～）、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）に係る記録確認作業（平成 20 年度～）、「ねんきん定期便」に係る記録確認作業（平成 21 年度～）について、平成 22 年 1 月以降、日本年金機構（以下「機構」という。）において継続して処理を行いました。

【参考 1】平成 22 年 3 月末までの処理件数

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| ① ねんきん特別便             | 12,751,568 件 (523,852 件) |
| ② 「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便） | 1,014,490 件 (289,242 件)  |
| ③ ねんきん定期便             | 654,354 件 (361,214 件)    |

※（ ）内の件数は、機構における処理件数（平成 22 年 1 月から 3 月）

【参考 2】平成 22 年 3 月末時点の残件数

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① ねんきん特別便             | 576,760 件 |
| ② 「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便） | 393,431 件 |
| ③ ねんきん定期便             | 734,286 件 |

○また、これまでに記録回復が図られた事案や年金記録確認第三者委員会（※4）におけるあっせん事案及び非あっせん事案について分析を行うとともに、下記のようなサンプル調査について実施又は実施準備し、さらなる記録回復のための方策の検討を行いました。

- ・ 脱退手当金（※5）の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（約 19 万件）についてのサンプル調査を実施しました。2 月末までに本人調査を実施した事案の中間集計によれば、面接できた方の約 1 割が、実際には脱退手当金の支給を受けていないと回答しています。
- ・ 標準報酬月額の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録については、これらの抽出に用いた 3 条件のうち、2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する記録についてのサンプル調査の実施を準備しました。（4 月から調査開始）

＜用語解説＞

(※4) 年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする、総務省に設置された委員会のことを言います。年金記録の訂正が必要と判断された場合、その結果を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対しあっせんを行います。

(※5) 厚生年金保険制度への加入期間が短く年金を受け取る権利が発生しない方に対して、請求に基づき支払う一時金であり、その支払を受けた場合には、その算定対象となった加入期間は年金支払の対象外となります。

この脱退手当金制度は、厚生年金保険制度発足当初において、保険料の掛け捨てが生じることをできるだけ避けるために設けられていたものですが、昭和60年の年金制度改正において基礎年金制度を導入したことに伴い、原則として廃止されています。

○これらの取組の結果、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、平成19年12月時点の310万件から平成22年3月時点においては1,403万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、平成19年12月時点の2,445万件から平成22年3月時点においては995万件まで減少しました。

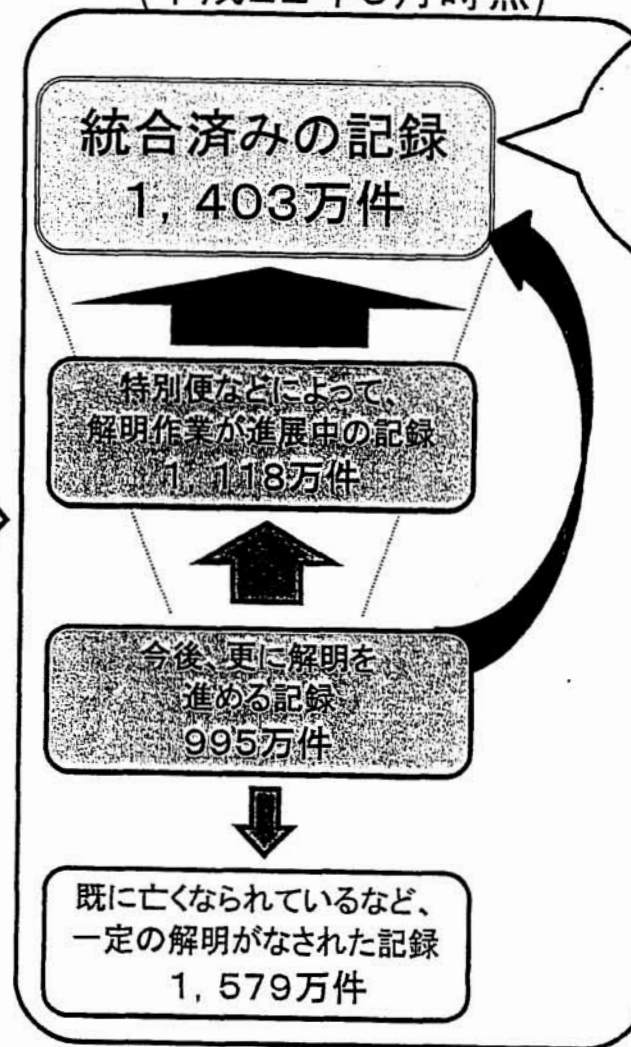
【別表2：未統合記録の統合・解明の推移】

# 未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年3月時点)



平成18年6月に  
5,095万件あった  
未統合記録のうち、  
1,403万件が  
統合済み

| 平成21年度計画   | 平成21年度計画に対する取組状況   |
|--|--|
| <p>(3) 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。</li> <li>・ 年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、記録確認の注意喚起の文書、特別便に未回答の方には回答のお願いをねんきん定期便に同封する。</li> <li>・ 電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。</li> </ul> | <p>○旧社会保険庁において平成19年12月から20年10月までの間に送付したねんきん特別便（全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付）については、平成22年3月26日現在で約8,084万人から回答（特別便の未回答者でねんきん定期便で回答をいただいた方を含む）をいただき、このうち、約97%の方（約7,859万人）の年金記録の確認作業が完了しました。</p> <p>○加入者に送付した名寄せ特別便（※6）に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、ねんきん定期便に名寄せ記録の一部を同封して記録確認の注意喚起又は回答の勧奨を行いました。（平成21年度送付数：約121万件）</p> <p>○加入者のうち、全員特別便（※7）に未回答の方に対しては、ねんきん定期便に「回答のお願い」を同封しました。（平成21年度送付数：約2,000万件）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《用語解説》</p> <p>（※6）平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の3情報を用いて突合せ、一致した方1,030万人に対して送付した「ねんきん特別便」のことを言います。</p> <p>（※7）ねんきん特別便は全ての年金受給者・加入者に対して送付しましたが、そのうち、名寄せ特別便以外の特別便のことを言います。</p> </div> <p>○年金受給者に送付した名寄せ特別便に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方に対しては、旧社会保険事務所等において個別にご本人に記録の確認を行ってきましたが、旧社会保険事務所等ではご本人の連絡先が分からず接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査のお願いを行って来ました。</p> |